登録希望業種確認表

(測量・建設コンサルタント等)

商号又は名称

※ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) (この表において、以下「申請書」という。) の様式① 9 商号又は名称を記入のこと。

登録営業所名

※ 申請書の様式③の営業所名称に記載された本店又は支店等営業所のうちで登録を希望する所を記入すること。

	土木関係建設コンサルタント														建築関係建設 コンサルタント					地質	測	補償関係コンサルタント						環	不									
業種部門	河川・砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	建築士事務所	構造等	設備	工事监理	その他	貿調査	量	土地調査		物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	境調査	動産鑑定	地家屋調査
登録																																						
希望																																						

- ※ 該当する欄に○印を記入すること。
- ※ 「建築関係建設コンサルタント(建築士事務所)」は、建築士法第23条による登録がなければ希望することはできない。
- ※ 「建築関係建設コンサルタント(構造等)」は、意匠、構造、建築積算及び耐震診断を希望する場合に記入すること。
- ※ 「建築関係建設コンサルタント(設備)」は、暖冷房、衛生、電気、機械積算及び電気積算を希望する場合に記入すること。
- ※ 「建築関係建設コンサルタント(その他)」は、調査並びに地区計画及び地域計画を希望する場合に記入すること。
- ※ 「測量」は、測量法第55条による登録がなければ希望することはできない。
 - (国の登録において営業所ごとに常勤かつ専任で配置することを要するとされている測量士1名分のみに係る測量士名簿記載事項証明書の原本が必要。)
- ※「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできない。
- ※ 「土地家屋調査」は、土地家屋調査士法第8条による登録がなければ希望することはできない。